

和光市工事監督要綱

和光市土木工事・建築工事監督要綱（平成6年要綱第9号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、和光市が発注する土木工事及び建築工事（以下「工事」という。）の適正かつ円滑な実施を推進するため、その監督について法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（監督員の定義）

第2条 この要綱において「監督員」とは、和光市契約規則（昭和44年規則第17号）第22条第1項に規定する監督職員として指定された職員で、総括監督員、担当監督員を総称する。

（監督員の構成）

第3条 監督員は、土木工事においては総括監督員と担当監督員、建築工事においては担当監督員により構成する。

- 2 総括監督員は、当該工事を所掌する担当の職員で、統括主査職以上かつ担当監督員の上位の職にある職員をもって充てる。
- 3 担当監督員は、当該工事を所掌する担当の職員をもって充てる。

（監督員の業務）

第4条 監督員の業務は、それぞれ各号に定めるものとする。

- 2 総括監督員の業務は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 担当監督員の指揮監督及び監督業務の掌握。
 - (2) 請負者に対する指示、承諾又は協議で総括監督員が重要と認めるもの。
 - (3) 設計図書（設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に関する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）のうち、総括監督員が必要と認めるもの。
 - (4) 工事の内容変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の所属長に対する報告。
 - (5) その他所属長が必要と認める業務。
- 3 担当監督員の業務は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 請負者に対する指示、承諾又は協議。
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾。

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）。

(4) 監督業務全般についての所属長及び総括監督員への報告。

(5) その他、所属長及び総括監督員の指示する業務。

（監督員の心構え）

第5条 監督員は、厳正かつ公平に工事の監督に当たらなければならない。

（安全等の確保）

第6条 監督員は、工事の施工に当たって公衆の生命及び財産に関する危害等の防止並びに水利及び交通の安全の確保並びに環境保全等に努めるよう請負者に周知徹底させなければならない。

（現場状況の熟知）

第7条 監督員は、あらかじめ当該工事に係る請負契約書、設計図書、検査技術基準その他関係法規等を十分理解するとともに、工事現場の状況を熟知して、工事が完全に施工されるよう努めなければならない。

（監督員の交替）

第8条 監督員が交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引き継ぎ、これを所属長に報告しなければならない。

（関係機関との連絡調整）

第9条 監督員は、工事に関係ある各部課所、官公署等と積極的に連絡調整を図り、工事施工に支障を来さないようにしなければならない。

第2章 書類

（備付け書類等）

第10条 監督員は、工事施工に関する次の各号に掲げる書類等を整備し、随時確認できるようにしておかななければならない。

(1) 共通関係書類等

ア 設計書及び図面

イ 監督員通知書

ウ 着工届

エ 現場代理人等通知書

オ 工事工程表及び施工計画書

カ 承諾書（様式第5号－1 施工計画書・様式第5号－2 工事材料）

キ 工事記録（様式第1号）

ク 工事現場連絡票（様式第2号）

ケ 工事写真

- コ 出来形管理図
- サ 品質管理表
- シ 工事旬報及び保安設備確認票（様式第 1 1 号）
- ス 現場発生品調書
- セ 工事完成通知書
- ソ その他必要な資料

(2) 建築関係書類等

- ア 工事共通仕様書及び特別共通仕様書
- イ 工事实務要覧
- ウ 工事進捗状況報告書（月報）（様式第 3 号）
- エ メーカー・リスト
- オ 図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む。）
- カ 埼玉県建築工事实務要覧別記第 1 請負者提出書類一覧表に記載のあるもの
- キ その他所属長が必要と認める書類

（監督員の事務）

第 1 1 条 監督員は、請負者から、次の各号に掲げる書類が提出されたときは、十分その内容を検討し、所属長に報告しなければならない。

- (1) 現場代理人等通知書（契約基準約款様式第 5 号）
- (2) 工程表
- (3) 下請人通知書（契約基準約款様式第 3 号）
- (4) 資材・製造所等選定報告書（様式第 1 2 号）
- (5) 工事完成写真
- (6) 第 1 7 条 3 項に該当する場合は、試験計画書（様式第 8 号）

2 監督員は、必要に応じて次の各号に掲げる事務処理をしなければならない。

- (1) 次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるところによる工事施工に関する協議等の記録。

ア 土木工事 監督員は、必要がある場合は、指示事項等を工事記録（様式第 1 号）に記入し、請負者（現場代理人及び主任技術者等を含む。）に指示し、又は承諾して適切な監督を行わなければならない。

イ 建築工事 監督員の行う諸検査の結果について工事現場連絡票（様式第 2 号）により記録するものとする。ただし、施工図及び諸試験の報告書については、直接図書上に処理年月日を記入することにより、工事現場連絡票を省略することができるものとする。

(2) 検査等の記録

請負者から提出された検査及び試験の記録を検討の上保管するものとする。

(3) 工事進捗状況の報告

工事進捗状況を工事進捗状況報告書（様式第3号）により、所属長に報告するものとする。

（部分払）

第12条 監督員は、請負者から部分払検査請求書（請負契約基準約款様式第14号）が提出されたときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 監督員は、出来高確認用内訳書を作成し、既成部分検査に立ち会わなければならない。また、検査終了後、速やかに出来高支払可能額算出表（様式第4号）を作成し、所属長に提出しなければならない。

（工事完成通知書）

第13条 監督員は、工事完成通知書が提出されたときは、速やかに工事施工に関する書類等及び現場を精査し、所属長にこれを提出しなければならない。

（手直し報告）

第14条 監督員は、工事検査員から工事手直しの指示を受けた事項については、速やかに請負者に通知しなければならない。

2 監督員は、手直しの完了を確認したときは、所属長に報告の上、工事検査員に報告しなければならない。

（資料等の引継ぎ）

第15条 監督員は、当該工事の引渡しに際して請負者に所属長が定める書類を提出させ、これを確認し、所属長に報告の上、施設管理者に引き継ぐものとする。

第3章 監督

（工事内容の把握）

第16条 監督員は、請負者（現場代理人及び主任技術者等を含む。）に対して、工事着手前に当該工事の内容を正確に説明し、施設の位置、工法等について、協議しなければならない。

2 監督員は、材料及び機器等で製作に日時を要するものについては早期に請負者と協議し、工事に支障をきたさないようにしなければならない。

（工事中材料検査）

第17条 監督員は、請負者から提出される材料承諾書により、工事材料の品質、寸法、形状等进行检查しなければならない。ただし、品質については、試験結果成績表等により検査することができるものとする。

2 監督員は、検査の結果、合格した材料と未検査の材料又は不合格の材料との区分を明確にし、不合格の材料は、請負者を通じて速やかに工事現場の外に搬出させなければならない。

3 監督員は、材料の品質及び性能の試験を試験機関等において行う必要があると判断した場合は、工事等材料検査伺い（様式第6号）に工事報告書（様式第7号）及び試験計画書（様式第8号）を添えて所属長に提出し、その指示を受けなければならない。

（工事の促進）

第18条 監督員は、工事の監督に当たっては、特に別表に定める事項に留意し、請負者を指導しなければならない。

2 監督員は、工事工程表に基づき、常に工事の管理状況を把握し、遅延のおそれがあるときは、請負者に厳重に注意をし、その旨を所属長に報告しなければならない。

3 監督員は、天災その他やむを得ない理由により工事の進捗が妨げられたときは、その状況を調査し、速やかに所属長に報告しなければならない。

（設計図書と工事現場の状況との不一致等）

第19条 監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに意見を付して所属長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 設計図書と工事現場の状況とが一致しない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合

(3) 設計図書の内容が相互に符合しない場合

(4) 地盤等について予期しない状態を発見した場合

（改造請求）

第20条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないときは、請負者に対し改造を請求しなければならない。ただし、重大なものについては、工事報告書（様式第7号）により、所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

（施工検査）

第21条 監督員は、共通仕様書に定められた施工検査をするときは、請負者（現場代理人及び主任技術者又は管理技術者等）立会いの上、検査を行わなければならない。ただし、重要構造物等を除き、写真等による確認が可能な場合は、検査の一部を省略することができる。

（緊急措置）

第22条 監督員は、事故又は災害防止等のため請負者に対し緊急やむを得ず臨機の措置をとらせる必要があると認めるときは、所属長に報告し、その措置について必要な指示を受けなければならない。

2 監督員は、前項の指示を受けるいとまがなく、かつ、請負者に臨機の措置をとらせたとき、又は請負者から緊急やむを得ず臨機の措置をとった旨の報告を受けたときは、速やかにその経緯を所属長に報告しなければならない。

（環境整備等）

第23条 監督員は、法令に基づく表示及び作業上の注意事項等の掲示について請負者を指導するものとする。

2 監督員は、工事の進行に伴い、既成仕上げ部分の破損、汚染を生ずることのないよう請負者を指導するものとする。

3 監督員は、常に工事現場の内外を整理整頓させ、施工上の安全及び作業能率の向上に留意しなければならない。

4 監督員は、完成引渡しの際は、仮設物の除去及び清掃を特に念入りにさせなければならない。

(工事の変更中止等)

第24条 監督員は、工事内容を変更し、又は工事の施工を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めたときは、速やかに工事変更(中止・打切り)報告書(様式第9号)により、これを所属長に報告し、請負者に指示を行わなければならない。

(検査の立会い)

第25条 監督員は、工事検査員の行う検査に立ち会うことを原則とし、当該検査に必要な資料を工事検査要綱様式第1号工事関係書類整備表の中から提出して、その執行に協力しなければならない。

第4章 諸手続

(官公署等への手続)

第26条 監督員は、請負者に対し工事の進捗に合わせて工事の施工に必要な官公署等への諸手続を遅滞なく行うように指示するとともに、当該業務に係る事務処理に当たっては、速やかに実施するものとする。

2 監督員は、諸手続の完了した文書を整理保管し、工事完成時に所属長に引き継ぐものとする。

(工期の延長)

第27条 監督員は、請負者から工期延長申請書が提出されたときは、速やかに内容を調査の上、工期延長報告書(様式第10号)により意見を付して所属長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

第28条 監督員は、請負者が正当の理由なくして工事に着手しないとき又は中止しているとき、その他契約の目的を達成することができないおそれがあると認められるときは、速やかに実情を調査し、工事報告書(様式第7号)により所属長に報告しなければならない。

(貸与品及び支給材料)

第29条 監督員は、貸与品及び支給材料について請負者の保管及び使用状況を常に把握

し、請負者の故意又は過失によって貸与品及び支給材料が滅失又はき損したときは、所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

(くい及び矢板切取り)

第30条 監督員は、請負者からくい及び矢板切取り承認願いが提出されたときは、十分その内容を検討し、所属長に報告し、その承認を受けた後でなければ施工させてはならない。

(現場代理人等の変更)

第31条 監督員は、現場代理人、主任技術者及び管理技術者等について、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められ、その交替を求めようとするときは、所属長の承認を得なければならない。

(現場発生品の処理)

第32条 監督員は、現場発生品を引き渡されたときは、その調書を所属長に提出し、必要な指示を受けなければならない。

(工事目的の損害)

第33条 監督員は、工事施工に関し、天災その他不可抗力によって損害を生じたときは、実情を調査し、工事報告書(様式第7号)により意見を付して所属長に報告しなければならない。

(地元住民への配慮)

第34条 監督員は、工事施工に当たり、地元住民が受ける影響の把握に努め、苦情等があった場合は事実を調査し、所属長に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第35条 監督員は、工事施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、延滞なくその事実を調査し、工事報告書(様式第7号)により意見を付して所属長に報告しなければならない。

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、工事の監督に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

別表(第18条関係)

工事監督処理方法

埼玉県建築工事実務要覧工事監督処理方法に準じる。